

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)。

- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの[「里兆法律情報」](#)の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。

08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

Issue 384-2014/04/01~2014/04/08

目录

（点击目录标题，可转至相应正文；点击正文标题，可返回目录。）

一、最新中国法令

- 关于深入推进通关作业无纸化改革工作有关事项的公告..... 2
- 医疗器械监督管理条例..... 2
- 关于落实大气污染防治行动计划严格环境影响评价准入的通知..... 3
- 上海市危险化学品经营许可工作实施细则（上海）..... 4

二、相关新信息

- 商务部：将放开商贸物流、电子商务等领域外资准入限制..... 5
- 简政放权、转变职能，海关转变了什么？ 5
- 上海市浦东新区推出《外商投资企业设立及变更一口受理试行办法》 6
- 新“注册资本登记制度”的介绍和解读..... 6

目次

（目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。）

一、最新中国法令

- 通関作業ペーパーレス化改革作業の更なる推進の関連事項に関する公告..... 2
- 医療器械監督管理条例..... 2
- 大気汚染防止行動計画の厳格な環境影響評価導入実施に関する通知..... 3
- 上海市危険化学品経営許可作業実施細則（上海）..... 4

二、関連する新着情報

- 商務部：商業貿易物流、電子商取引などの分野における外資参入規制を開放した..... 5
- 行政組織の減量・効率化と権限委譲、職能転換により、税関は何か変わったか？ 5
- 上海市浦东新区は「外商投資企業設立および変更ワンストップ受理試行弁法」を発表した..... 6
- 新「登録資本登記制度」の紹介と解説..... 6

一、最新中国法令

● 关于深入推进通关作业无纸化改革有关事项的公告

- 【发布单位】海关总署
【发布文号】海关总署公告 2014 年第 25 号
【发布日期】2014-04-01
【实施日期】2014-04-01
【内容提要】海关总署在两次试点(分别始于 2012 年 08 月 01 日、2013 年 05 月 01 日)的基础上, 决定在全国海关深入推进通关作业无纸化改革工作。具体包括:

扩大试点范围
(一) 试点范围扩大至全国海关的全部通关业务现场。 (二) 全面推进转关货物和“属地申报、属地放行”货物通关作业无纸化改革。 (三) 启动快件、邮运货物通关作业无纸化改革试点。
其他
<ul style="list-style-type: none">▪ 试点简化报关单随附单证。▪ 试点企业在与报关所在地直属海关、第三方认证机构(中国电子口岸数据中心)签订电子数据应用协议后, 可在该海关范围内适用“通关作业无纸化”通关方式。▪ 经海关批准的试点企业可以自行选择有纸或无纸作业方式。▪ AA 类企业或 A 类生产型企业, 在进行“通关作业无纸化”申报时可不向海关发送随附单证电子数据, 海关放行之日起 10 日内再向海关提交。▪ 涉及许可证件但未实现许可证件电子数据联网核查的进出口货物暂不适用“通关作业无纸化”作业方式。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info702075.htm>

● 医疗器械监督管理条例

- 【发布单位】国务院
【发布文号】国务院令 第 650 号
【发布日期】2014-03-07
【实施日期】2014-06-01
【内容提要】国务院对原《医疗器械监督管理条例》做了全面修改, 共八章八十条, 较原条例的六章四十八条相比, 修改的主要内容包括:

一、最新中国法令

● 通関作業ペーパーレス化改革作業の更なる推進の関連事項に関する公告

- 【発布機関】税関総署
【発布番号】税関総署公告 2014 年第 25 号
【発布日】2014-04-01
【実施日】2014-04-01
【概要】税関総署は二度の試行(それぞれ 2012 年 8 月 1 日、2013 年 5 月 1 日から実施)を踏まえ、全国の税関において通関作業ペーパーレス化改革作業を更に推進することを決定した。具体的には以下の内容が含まれる。

試行範囲の拡大
(一) 試行範囲を全国の税関全ての通関作業を行っている現場まで拡大する。 (二) 転送通関貨物および「属地申告、属地通関許可」の貨物通関作業ペーパーレス改革を全面的に推進する。 (三) 宅配、郵便貨物通関作業のペーパーレス化改革試行を始動する。
その他
<ul style="list-style-type: none">▪ 通関書類付随文書の簡素化を試行する。▪ 試行企業が通関所在地直属税関、第三者認証機関(中国電子通関地データセンター)と電子データアプリケーションプロトコル協議を締結した後、当該税関の範囲内で「通関作業ペーパーレス化」通関方式を適用できる。▪ 税関の許可を受けた試行企業は、ペーパー作業またはペーパーレス作業方式を自主選択することができる。▪ AA 類企業または A 類製造業企業は、「通関作業ペーパーレス化」申告を実施する際、税関に対し付随文書電子データを送付しなくともよく、税関の通関許可の日から 10 日以内に改めて税関に提出する。▪ 許可証にかかわるが許可証電子データオンライン審査を実現していない輸出入貨物については、差し当たり「通関作業ペーパーレス化」作業方式を適用しない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info702075.htm>

● 医療器械監督管理条例

- 【発布機関】国务院
【発布番号】国务院令 第 650 号
【発布日】2014-03-07
【実施日】2014-06-01
【概要】国务院は旧「医療器械監督管理条例」に対し全面的な改正を行い、計八章八十条となり、旧条例の六章四十八条と比べ、改正された主な内容は以下の通りである。

- 调整医疗器械的定义和分类规则；
- 进一步完善产品注册、生产、经营审批或备案权限；
- 新增对医疗器械生产环节质量监管和风险监控的措施；
- 新增医疗器械不良事件监测、追溯、召回等制度；
- 进一步强化销售环节台账、检查验收制度和索证义务；
- 新增在用医疗器械监管相关规定；
- 加大惩处违法行为的力度等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zhengce/2014-03/31/content_2651127.htm

- 医療器械に関する定義及び分類規則を調整した。
- 製品の登録、製造、経営に関する審査許可又は届出の権限を更に整備した。
- 医療器械製造段階の品質監督管理およびリスク管理に関する措置を新規に追加した。
- 医療器械不良事件のモニタリング、追跡、リコールなどの制度を新規に追加した。
- 販売段階の台帳、検査検収制度および証明請求義務を更に強化した。
- 使用中の医療器械の監督管理に関する規定を新規に追加した。
- 違法行為の処罰への注力を増大したなど。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zhengce/2014-03/31/content_2651127.htm

● **关于落实大气污染防治行动计划严格环境影响评价准入的通知**

【发布单位】环境保护部办公厅
 【发布文号】环办〔2014〕30号
 【发布日期】2014-03-25

【内容提要】该通知要求严格把好建设项目环境影响评价审批准入关口、强化建设项目大气污染源头控制和治理措施等。其中包括：

- 严格控制“两高”行业新增产能，不得受理钢铁、水泥、电解铝、平板玻璃、船舶等产能严重过剩行业新增产能的项目。
- 火电、钢铁、水泥、有色、石化、化工和燃煤锅炉项目，必须采用清洁生产工艺，配套建设高效脱硫、脱硝、除尘设施。
- **重点控制区**新建火电、钢铁、石化、水泥、有色、化工以及燃煤锅炉项目，必须执行大气污染物特别排放限值。
- 改扩建项目应当对现有工程实施清洁生产和污染防治升级改造。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgt/201404/t20140401_269990.htm

● **大气污染防治行動計画の厳格な環境影響評価導入実施に関する通知**

【発布機関】環境保護部弁公庁
 【発布番号】環弁〔2014〕30号
 【発布日】2014-03-25

【概要】本通知はプロジェクト立上げの環境影響評価審査許可参入条件の厳格な掌握、プロジェクト立上げの大気汚染根源抑制および処理措置などの強化を求めている。それには以下の内容が含まれる。

- 「二高（高汚染・高エネルギー消費型）」業種の生産能力新規拡大を厳格に抑制し、鉄鋼、セメント、電解アルミニウム、板ガラス、船舶などの生産能力が著しく過剰である業種の生産能力新規拡大プロジェクトを受理してはならない。
- 火力発電、鉄鋼、セメント、非鉄金属、石油化学、化学工業および石炭ボイラープロジェクトについては、クリーン生産技術の採用、高効率脱硫、脱硝、除塵施設の付帯建設を必須とする。
- **重点抑制区**における火力発電、鉄鋼、石油化学、セメント、非鉄金属、化学工業および石炭ボイラープロジェクトの新規立上げについては、大気汚染物特別排出制限値の実施を必須とする。
- 改造拡大プロジェクトについては、現行工程で行っているクリーン生産および汚染防止に対する高度化改造を実施しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgt/201404/t20140401_269990.htm

● 上海市危险化学品经营许可证工作实施细则(上海)

- 【发布单位】上海市安全生产监督管理局
【发布文号】沪安监危化〔2014〕25号
【发布日期】2014-03-28
【实施日期】2014-04-01（有效期2年）
【内容提要】该实施细则对企业申请危险化学品经营许可证的相关事项进行了规定。主要内容包括：
- 上海市行政区域内从事列入《危险化学品目录》（含2002版《危险化学品名录》、《剧毒化学品目录》）的危险化学品经营（包括仓储经营）活动的企业，需申请办理危险化学品经营许可证。
 - 危险化学品经营方式分为：零售（除加油站）、零售（加油站）、批发（不带储存设施）、批发（带有储存设施）、仓储经营。
 - 零售（加油站）、批发（带有储存设施）、仓储经营由上海市安全监管局实施许可，其余由区县安全监管局实施许可。
 - 危险化学品经营许可证申请统一使用市安全监管局网上申报系统。
 - 新设、延期申请，审批时限为20个工作日；变更、注销和遗失补办申请，审批时限为10个工作日。
 - 原取得经营许可证的非企业单位（中央企业所属分公司除外）或者个人，在其经营许可证有效期内可以继续从事危险化学品经营；经营许可证有效期届满后需要继续从事危险化学品经营的，应当先依法登记为企业，再依照规定申请经营许可。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.shsafety.gov.cn/index/publicInfoCenter.htm?pid=1000180&columnId=1000192&articleId=1040280>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

● 上海市危险化学品经营许可作业实施细则(上海)

- 【発布機関】上海市安全生産監督管理局
【発布番号】滬安監危化〔2014〕25号
【発布日】2014-03-28
【実施日】2014-04-01（有効期間2年）
【概要】本実施細則は、企業の危険化学品経営許可証申請の関連事項について規定を設けた。主に以下の内容が含まれる。
- 上海市行政区域内で「危険化学品目録」(2002版「危険化学品目録」、「劇毒化学品目録」に記載された危険化学品の経営(倉庫保管経営を含む)活動に従事する企業は、危険化学品経営許可証の申請手続きを行わなければならない。
 - 危険化学品経営方式は、小売(ガソリンスタンドを除く)、小売(ガソリンスタンド)、卸売(貯蔵施設を伴わない)、卸売(貯蔵施設を伴う)、倉庫保管経営に区分される。
 - 小売(ガソリンスタンド)、卸売(貯蔵施設を伴う)、倉庫保管経営は、上海市安全监管局が許可を行い、その他は区县安全监管局が許可を行う。
 - 危険化学品経営許可の申請は市安全监管局オンライン申告システムを統一使用する。
 - 新設、延長申請については、審査許可期限を20業務日とする。変更、抹消および遺失の追加手続き申請は、審査許可期限を10業務日とする。
 - 以前経営許可証を取得していた非企業組織(中央企業所属分公司を除く)または個人は、その経営許可証の有効期間において危険化学品経営への従事を継続することができる。経営許可証の有効期間満了後も危険化学品経営に従事する必要がある場合、法に従って企業としての登記を行った上で、規定に照らして経営許可を申請しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.shsafety.gov.cn/index/publicInfoCenter.htm?pid=1000180&columnId=1000192&articleId=1040280>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

● 商务部：将放开商贸物流、电子商务等领域外资准入限制

商务部日前表示,2014年将创新外商投资管理体制。重点是统筹推进外资三部法律修订、双边投资协定谈判和外商投资管理体制改革工作,抓紧建立“备案加审批”的新管理模式。推动放开婴幼儿老、建筑设计、商贸物流、电子商务等领域外资准入限制。

(里兆律师事务所 2014年04月04日编写)

● 简政放权、转变职能,海关转变了什么?

日前,海关总署官员接受[在线访谈](#),对海关行政审批制度改革进行了介绍。此次取消和下放的行政审批项目包括:

取消4项审批项目	取消后如何操作?
加工贸易备案(变更)、外发加工、深加工结转、余料结转、核销、放弃核准	变更为加工贸易手册设立、外发加工备案、深加工结转申报、余料结转申报、核销申报,同时取消放弃核准。
报关员资格核准	海关对报关从业人员不再设置从业门槛,由企业自主选聘。
报关单修改、撤销审批	纳入海关正常通关流程管理。
进境货物直接退运核准	
下放3项审批事项	
减征、免征关税及进口环节海关代征税审批	
减免进口货物滞报金审批	
关税及进口环节海关代征税延期缴纳审批	

从海关管理的角度,此次海关加工贸易行政审批改革主要是取消了行政许可审批程序以及相关法律法规文书,海关按照一般业务流程实施管理。

二、関連する新着情報

● 商务部：商業貿易物流、電子商取引などの分野における外資参入規制を開放した

先頃、商務部は2014年に外商投資体制を革新することを表明した。その重点内容は外資三部法の改正、二国間投資協定談判及び外商投資管理体制改作業の統括推進で、速やかに「届出プラス審査許可」の新管理方式を確立することである。幼児教育老人介護、建築設計、商業物流、電子商取引などの分野における外資参入制限の開放を推進する。

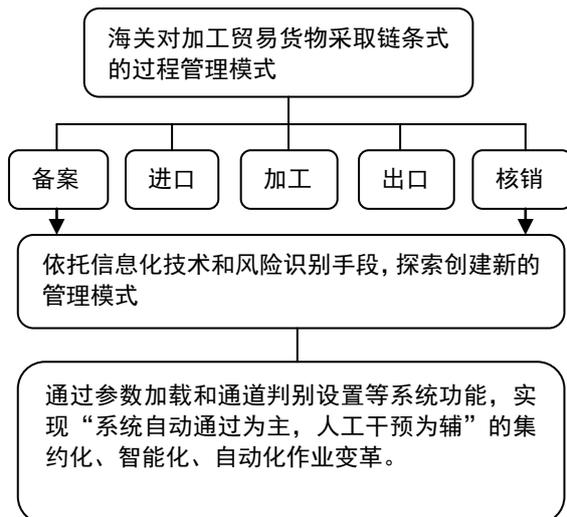
(里兆法律事務所が2014年4月4日付で作成)

● 行政組織の減量・効率化と権限委譲、職能転換により、税関は何か変わったか?

先頃、税関総署担当者は[インターネット取材](#)を受け、税関行政審査許可制度の改革について紹介した。この度取消および委譲された行政審査許可プロジェクトには以下のものが含まれる。

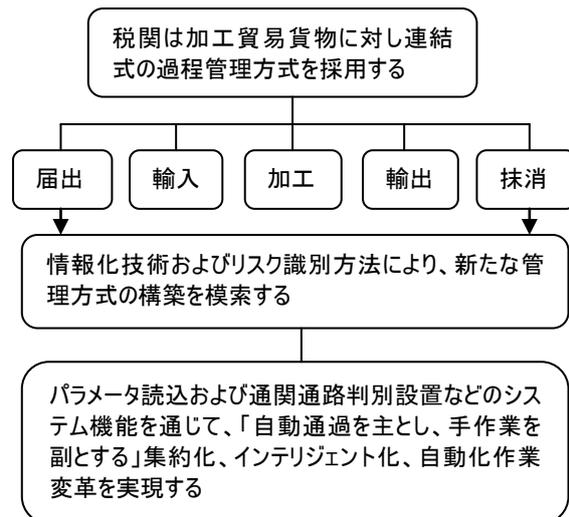
四つの審査許可プロジェクトの廃止	廃止後の手続きについて
加工貿易届出(変更)、外注加工、深加工結転、余剩原材料結転、照合抹消、放棄の認可	加工貿易手帳の設立、外注加工届出、深加工結転申告、余剩原材料結転申告、照合抹消申告に変更され、放棄の認可は廃止される。
通関士の資格に関する認可	税関は、以後通関従事者について従事条件を設けず、企業が自主的に選任する。
通関書類の変更、取消に関する審査許可	税関の通常通関手順管理に組み入れる。
入境貨物の直接積戻しの認可	
三つの審査許可事項の委譲	
関税および輸入段階に税関が代理徴収する税金の減額、免除に関する審査許可	
輸入貨物申告遅延金の減免に関する審査許可	
関税および輸入段階に税関が代理徴収する税金の納付猶予に関する審査許可	

税関管理の角度から、この度の税関加工貿易行政審査許可改革は、主に行政許可審査許可手順および関連法律文書を廃止し、税関は通常業務手順に基づき管理を実施する。



目前加工贸易司已在黄埔等海关开展试点, 设置红、黄、绿审核判别通道, 对绿通道低风险手册逐步实现无人工干预的电子审结。

(里兆律师事务所 2014 年 04 月 04 日编写)



現在、加工貿易司は既に黄埔などの税関にて試行を実施しており、赤、黄、青の審査判別通路を設置し、青色通路低リスク手帳に対し段階的に無人の電子審査決定を実現する。

(里兆法律事務所が 2014 年 4 月 4 日付で作成)

● 上海市浦东新区推出《外商投资企业设立及变更一口受理试行办法》

由上海市浦东新区市场监督管理局、浦东新区商务委员会和浦东新区税务局联合推出的《外商投资企业设立及变更一口受理试行办法》从 2014 年 03 月 17 日开始实施。简要介绍如下：

- 整合外资准入涉及的外资审批、企业登记、税务登记、组织机构代码、食品前置许可等 5 项办事流程, 实现“五合一”、“五证联办”。
- 在外资审批上试行“告知承诺+格式审查”。在申请人进行“告知承诺”的基础上(签署告知承诺书), 审批部门对申请人提交的材料只进行格式审查。
- “一口受理”对象是投资总额 1 亿美元以下的鼓励类和允许类项目。
- 受理事项涵盖外资企业的设立和变更全过程。

(里兆律师事务所 2014 年 04 月 04 日编写)

● 上海市浦东新区は「外商投资企业设立および変更ワンストップ受理試行弁法」を発表した

上海市浦东新区市场监督管理局、浦东新区商务委员会および浦东新区税务局が共同で発表した「外商投资企业设立および変更ワンストップ受理試行弁法」が 2014 年 3 月 17 日から実施される。簡潔に紹介すると以下の通りである。

- 外資参入にかかわる外資審査許可、企業登記、税務登記、組織機構コード証、食品前置許可など五つの手続き手順を統合し、「五つを一つにまとめ」、「五証書の統一処理」を実現する。
- 外資審査許可において「告知承諾+様式審査」を試行する。申請者が「告知承諾」を行った上で(告知承諾書に署名する)、審査許可部門は申請者が提出した資料に対する様式審査だけを行う。
- 「ワンストップ受理」の対象は投資総額 1 億米ドル以下の奨励類および許可類プロジェクトである。
- 受理事項には外資企業の設立および変更の全過程が網羅されている。

(里兆法律事務所が 2014 年 4 月 4 日付で作成)

● 新“注册资本登记制度”的介绍和解读

国务院于 2014 年 02 月 07 日批准了《[注册资本登记制度改革方案](#)》, 该方案通过改革注册资本登记制度、企业年检制度等, 进一步放松对市场主体的准入管制, 转变对市场主体的监督管理方式。本文中, 律师结合相关法律法规和实务经验, 对该方案作简要介绍和解读。

● 新「登録資本登記制度」の紹介と解説

国务院は 2014 年 2 月 7 日に「[登録資本登記制度改革方案](#)」を承認した。本方案は、登録資本登記制度、企業年度検査制度等の改革を通じて、市場主体の参入管理を一層緩和し、市場主体に対する管理方式を転換した。本文においては、筆者は関連法律法规及び実務経験に基き、本方案について簡潔に紹介し解説する。

2005年修订的《公司法》及与其配套的商事登记制度逐渐暴露出了准入成本过高、政府干预过多、企业信息不透明等弊端。2012年底以来，广东省的东莞、深圳、珠海、中国（上海）自由贸易试验区先后“试水”工商登记制度改革，2013年12月28日修订的《公司法》更是在国家立法层面确立了注册资本认缴登记制等改革措施。

基于上述背景，2014年02月07日，国务院发布《[国务院关于印发注册资本登记制度改革方案的通知](#)》（国发〔2014〕7号），正式批准在全国范围内实施注册资本登记制度改革方案（以下简称“该方案”），并进一步细化、明确了各项改革措施。

下文中，律师对该方案中企业比较关注的改革措施，作简要介绍和解读。

1. 实行注册资本认缴登记制、放宽注册资本登记条件

具体内容包括：

- 注册资本由实缴登记制改为认缴登记制。律师概括为“自愿认缴+政府登记+社会公示”：
 - 公司股东（发起人）应**自主约定**其认缴出资额、出资方式、出资期限等，并记载于公司章程。
 - 公司股东认缴的出资总额或者发起人认购的股本总额（即公司注册资本）应当在工商部门**登记**。
 - 公司应当将股东认缴出资额或者发起人认购股份、出资方式、出资期限、缴纳情况通过市场主体信用信息公示系统向社会**公示**。
- 放宽注册资本登记条件。律师概括为“四个取消”：
 - 取消注册资本最低限额：除法律、行政法规以及国务院决定对特定行业注册资本最低限额另有规定的外，取消有限责任公司最低注册资本3万元、一人有限责任公司最低注册资本10万元、股份有限公司最低注册资本500万元的限制。
 - 取消“公司设立时全体股东（发起人）的首次出资比例”的限制。
 - 取消“公司全体股东（发起人）的货币出资金额占注册资本的比例”的限制。
 - 取消“公司股东（发起人）缴足出资的期限”的限制。

2005年に改正された「会社法」及びその付帯的な商事登記制度は、コスト高、政府の過度の干渉、企業情報の不透明さなどの弊害を徐々に露呈してきた。2012年末以降、広東省の東莞、深セン、珠海、中国（上海）自由貿易試験区では相次いで工商登記制度改革の「テスト」が行われ、2013年12月28日に改正された「会社法」は更に国家立法レベルで登録資本引受登記制度などの改革措置を確立した。

上記背景に基づき、2014年2月7日、国务院は「[登録資本登記制度改革方案の公布に関する国务院の通知](#)」（国発〔2014〕7号）を公布し、正式に全国範囲で登録資本登記制度改革方案（以下「本方案」という）を実施することを正式に承認し、更に詳細化し、各項の改革措置を明確にした。

以下の文では、筆者は本方案において企業が着目している改革措置について、簡潔に紹介し解説する。

1. 登録資本引受登記制の実施、登録資本登記条件の緩和

具体的には以下の内容が含まれる。

- 登録資本は払込登記制から引受登記制に変更される。筆者は「自由意志による引受+政府登記+社会公示」とまとめた。
 - 会社株主（发起人）はその引受出資額、出资方式、出資期限などを**自主的に取り決めた上**、会社定款に記載しなければならない。
 - 会社株主が引き受けた出資総額または発起人が引き受けた株式資本（即ち会社登録資本）は工商部門にて**登記**を行わなければならない。
 - 会社は、株主が引き受けた出資額または発起人が引き受けた株式、出资方式、出資期限、払込状況について市场主体信用信息公示システムを通じて社会へ**公示**しなければならない。
- 登録資本登記条件を緩和する。筆者はこれを「四つの廃止」としてまとめた。
 - 登録資本最低限度額を廃止した。法律、行政法规および国务院の決定で特定業種の登録資本最低限度額について特段の規定がある場合を除き、有限責任会社の最低登録資本3万元、一人有限責任会社の最低登録資本10万元、株式会社の最低登録資本500万元の規制を廃止した。
 - 「会社設立時における全株主（发起人）の初回出資割合」に関する規制を廃止した。
 - 「会社全株主（发起人）の貨幣出資金額が登録資本に占める割合」に関する規制を廃止した。
 - 「会社株主（发起人）の全額出資期限」に関する規制を廃止した。

- 公司实收资本不再作为工商登记事项。公司登记时，无需提交验资报告。
- 现行法律、行政法规以及国务院决定明确规定实行注册资本实缴登记制的公司，暂按现行规定执行。

【律师观点】

- 由于股东按照其认缴的出资额为限对公司债务承担责任，即其认缴的出资额越高，对公司债务需承担的责任也越大。因此，投资者不应当因为注册资本实缴登记制改为了认缴登记制，而任意认缴。
- 虽然取消了首次出资比例、缴足出资的期限等限制，但股东应当按照公司章程约定的出资期限按期履行出资义务，否则除需向公司足额缴纳出资外，还需要向已按期足额缴纳出资的其他股东承担违约责任。
- 并非所有企业都取消了注册资本最低限额，对于外商投资性公司（最低注册资本为3000万美元）、外资国际货代企业（实务中，最低注册资本为500万人民币）等，目前仍然有注册资本最低限额的要求。
- 现行法律、行政法规以及国务院决定明确规定实行注册资本实缴登记制的企业（包括银行业金融机构、证券公司、劳务派遣公司等），目前不实行注册资本认缴登记制。
- 随着注册资本认缴登记制的实行，公司的注册资本可能在较长时间内都不会全部缴足。因此，目前某些特殊资质、优惠待遇等对公司注册资本达到一定金额的要求，将在一定程度上失去实际的意义，可能将相应修改。但在明确修改前，该等对注册资本的要求原则上仍然是有效的。
- 基于“公司实收资本不再作为工商登记事项”、“公司登记时无需提交验资报告”，《公司登记管理条例》等配套规定以及各地工商部门的办事流程、提交文件的要求等都已相应修改或正在修改中，建议予以关注。

- 会社の払込資本については、以後、工商登記事項としない。会社登記の際には、出資検証報告書の提出を必要としない。
- 現行の法律、行政法规および国务院の決定により、登録資本払込登記制を実施すると明確に規定されている会社については、当面の間、現行規定に基づき執り行う。

【筆者の観点】

- 株主は自己の引き受けた出資額を上限に会社の債務に対し責任を負うため、自己の引き受けた出資額が高いほど、会社の債務に対し負う責任も大きくなる。よって、出資者は登録資本払込登記制が引受登記制に変更されたからといって、恣意に引き受けるべきではない。
- 初回出資割合、全額出資期限などに関する規制が廃止されたとしても、株主は会社定款に定められた出資期限に基づいて出資義務を履行しなければならず、さもなければ、会社に対する満額出資を行わなければならない以外にも、既に期日どおりに満額出資を行ったその他の株主に対する違約責任を負わなければならない。
- 全ての企業が登録資本最低限度額を取り消されたわけではなく、外商投資性会社（最低登録資本は3,000万米ドル）、外資国際運送会社（实务における最低登録資本は500万人民币元）など、現在も依然として登録資本最低限度額に関する要求がある。
- 現行の法律、行政法规および国务院の決定により、登録資本払込登記制を実施すると明確に規定されている企業については（銀行業金融機関、証券会社、劳务派遣会社などを含む）、現時点では登録資本引受登記制を実施しない。
- 登録資本引受登記制の実施に伴い、会社の登録資本はやや長い期間において全額の払込が行われることはない。このため、一部の特別な資格、優遇待遇などで会社の登録資本に対し一定金額を満たす要求があるものについては、ある程度において実質的な意義を失うこととなり、相応に修正されるものと思われる。ただし、明確に修正されるまでは、これら登録資本に対する要求は原則として依然有効である。
- 「会社の払込資本は、以後、工商登記事項としないこと」、「会社登記の際には、出資検証報告書の提出を必要としないこと」により、「会社登記管理条例」などの関連規定および各地工商部門の事務手順、提出文書に関する要求などはいずれも改正済みまたは現在改正が進められているため、注意する必要がある。

- 当前中国社会，诚信缺失较为严重。注册资本由实缴制改为认缴制后，建议在初次交易前对交易对象进行资信调查，或者要求提供必要的担保等。

2. 将企业年度检验制度改为企业年报公示制度

具体内容包括：

- 企业应当按年度在规定的期限内，通过市场主体信用信息公示系统向工商部门报送年度报告，并向社会公示，任何单位和个人均可查询。
- 企业年度报告的主要内容应包括公司股东（发起人）缴纳出资情况、资产状况等，企业对年度报告的真实性、合法性负责，工商部门可以对企业年报公示内容进行抽查。

【律师观点】

- “年检”变“年报”并不意味着政府放松监管。一方面，企业需对其年度报告的真实性、合法性负责，如果被发现存在隐瞒真实情况、弄虚作假的情形，工商部门将对企业予以处罚，并将其法定代表人、负责人的信息通报公安等部门；另一方面，企业超过三年未履行年度报告公示义务的，将被列入“黑名单”。
- 虽然国家工商行政管理总局已经决定自2014年03月01日起停止企业年度检验工作，但尚未出台企业年报公示制度的具体实施、办事规程等，建议予以关注。除此之外，对于外商投资企业而言，原本由商务部门、工商部门、财政部门、税务部门、外汇部门、统计部门实施的联合年检也将随之发生变化，同样需要予以关注。

3. 简化住所（经营场所）登记手续

具体内容包括：

- 申请人提交场所合法使用证明即可予以登记。
- 对市场主体住所（经营场所）的条件，省级政府可自行或者授权下级政府作出具体规定。

- 現在の中国社会では、信義誠実の失われること甚だしい。登録資本が払込制から引受制に変更された後は、初回の取引を行う前に、取引相手について信用調査を行うか、あるいは必要な担保等の提供を求めることが望ましい。

2. 企業年度検査制度から企業年度報告公示制度への変更

具体的には以下の内容が含まれる。

- 企業は年度毎の所定の期間内に、市場主体信用情報公示システムを通じて工商部門に対し年度報告を申告した上、社会へ公示しなければならない、いずれの企業および個人も照会可能である。
- 企業年度報告の主な内容には、会社株主（発起人）の出資払込状況、資産状況などが含まれ、企業は年度報告の真实性、合法性について責任を負い、工商部門は企業年度報告の公示内容に対し抜取検査を行うことができる。

【筆者の観点】

- 「年度検査」から「年度報告」への変更は政府の監督管理の緩和を意味するものではない。一つには、企業は自己の年度報告の真实性、適法性について責任を負わなければならない、真実隠蔽の状況、虚偽を弄する状況が見つかった場合、工商部門は企業に対し処罰を科した上、その法定代表者、責任者に関する情報を公安などの部門へ通報する。もう一つには、企業が三年を超えて年度報告公示義務を履行しなかった場合、「ブラックリスト」に記載される。
- 国家工商行政管理総局は2014年3月1日からの企業年度検査作業の停止を決定しているが、企業年度報告公示制度の具体的な実施、実務規定などは未だ公布されていないため、注意が必要である。この他、外商投資企業について言えば、これまで商務部門、工商部門、財政部門、税務部門、外貨部門、統計部門が実施していた連合年度検査も随時変更があるため、同様に注意が必要である。

3. 住所（经营场所）登記手続きの簡素化

具体的には以下の内容が含まれる。

- 申請者が場所の適法使用証明を提出すれば、直ちに登記を行うことができる。
- 市場主体住所（经营场所）の条件については、省级政府は自らまたは下級政府へ授權して具体的な規定を設けることができる。

【律师观点】

- 随着企业数量的增加，企业住所（经营场所）逐渐成为城市中较为稀缺的资源。而另一方面，很多小微企业、服务类企业、新办企业等对住所（经营场所）的要求并不高。律师理解，基于上述考虑，该方案提出了上述简化企业住所（经营场所）登记手续的措施。
- 简化手续并不意味着政府放松监管。该方案在简化住所（经营场所）登记手续的同时，要求加强对住所（经营场所）的管理：工商部门将依法处理登记住所（经营场所）与实际不符的问题；对于应当具备特定条件的住所（经营场所），或者利用非法建筑、擅自改变房屋用途等从事经营活动的，由规划等部门依法管理；涉及许可审批事项的，由负责许可审批的行政管理部门依法监管。
- 由于各地经济发展情况、城市建设管理等各不相同，因此该方案规定由各地政府对住所（经营场所）的条件作出具体的规定。建议对地方政府的该等规定予以关注。

4. 其他

具体内容包括：

- 推行电子营业执照和全程电子化登记管理。
- 构建市场主体信用信息公示系统。企业按照规定报送、公示年度报告和获得资质资格的许可信息。
- 完善信用约束机制。
- 等等。

【律师观点】

- 电子化登记管理、市场主体信用信息公示系统和信用约束机制等制度的实施，适应了社会公众对信息公开和信息共享的期望，可以通过公众监督、信用约束等方式加强对企业的监管。
- 信用约束机制对违规企业和个人实施严格的信用约束措施，包括：对被载入经营异常名录或“黑名单”的企业及其责任人，将实施联动响应机制，由各部门共同采取

【筆者の観点】

- 企業数の増加に伴い、企業住所（経営場所）は徐々に都市において不足する資源となっている。また、もう一方では、多くの小規模零細企業、サービス類企業、新規設立企業などの住所（経営場所）に対する要求は決して高くない。上記考えに基づき、本方案は前述の企業住所（経営場所）登記手続き簡素化の措置を提起したと筆者は考える。
- 手続きの簡素化は、政府の監督管理の緩和を意味するものではない。本方案は住所（経営場所）登記手続きの簡素化を行うと同時に、住所（経営場所）の管理強化を求めている。工商部門は法に従って登記住所（経営場所）と実際の状況が一致しない問題を処理する。特定条件を具備しなければならない住所（経営場所）について、または違法建築の利用、建物用途の無断変更などを伴う経営活動への従事については、計画などの部門が法に従って管理する。許可審査事項にかかわる場合は、許可審査に責任を負う行政管理部门が法に従って監督管理を行う。
- 各地の経済発展状況、都市建設管理などがそれぞれ異なるため、本方案では各地方政府が住所（経営場所）に関する条件について具体的な規定を設けると定めている。よって、地方政府のこれらの規定に対し注意する必要がある。

4. その他

具体的には以下の内容が含まれる。

- 電子営業許可証および全過程電子化登記管理を推進する。
- 市场主体信用情報公示システムを構築する。企業は規定に照らして年度报告および取得した認証条件・資格の許可情報を申告、公示する。
- 信用制約体制を整備する。
- その他。

【筆者の観点】

- 登記管理の電子化、市场主体信用情報公示システムおよび信用制約体制などの制度の実施は、社会大衆の情報公開および情報共有の期待に応えるものであり、大衆による監督、信用制約などの方法を通じて企業に対する監督管理を強化することができる。
- 信用制約体制が規則違反のあった企業および個人に対し厳格に講じる信用制約措置には、経営異常名簿または「ブラックリスト」に記載された企業およびその責任者に対し連動呼

信用约束措施；将建立健全境外追偿保障机制，对有违规行为的境外投资者及其实际控制人采取严格审查或限制对华投资的措施。

- 全国企业信用信息公示系统已于 2014 年 03 月 01 日上线运行，该系统公示的企业信息包括基本信息、投资人信息、主要人员信息、分支机构信息、行政处罚信息等。企业也可通过该系统，查询交易对象等的登记信息、信用状况。

该方案是对注册资本登记制度等事项进行改革的总体方案，相关改革措施的具体实施，有赖于配套法规、办事规程等的制定、修改。对该等法规、办事规程等，以及该方案的实施情况，建议企业对此进行关注，律师也将持续予以关注。

（里兆律师事务所 2014 年 04 月 04 日编写）

应システムを実施して各部門が共同で行う信用制約措置、完全な国外求償保障体制を構築して規則違反行為のあった国外投資者およびその実際の支配者に対し中国投資の厳格な審査または制限を行う措置が含まれる。

- 全国企業信用情報公示システムは既に 2014 年 3 月 1 日から投入運営されており、当該システムが公示する企業情報には、基本情報、投資者情報、主要人員情報、分支機構情報、行政処罰情報などが含まれる。企業も当該システムを通じて、取引相手などの登記情報、信用状況を照会することができる。

本方案は登録資本登記制度などの事項について改革を進めた全体方案であり、関連改革措置の具体的な実施は、関連法規、実務規定などの制定、改正に依る。これらの法規、実務規定など、および本方案の実施状況については、企業は注意する必要があり、筆者も引き続き注目していく。

（里兆法律事務所が 2014 年 4 月 4 日付で作成）